
プロジェクト 保険契約

項目 第 32 回保険契約専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 32 回保険契約専門委員会（2019 年 8 月 21 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

コメント対応方針案

2. 現時点のコメント対応方針案は、IASB が修正 ED を公表したこと自体に否定的な見解を持っているようにもみえる。また、適用時期をこれ以上延長するべきではないとの意見は、各論の適用時期のところで書けば、総括意見の中で書く必要はないのではないか。（作成者）
3. 実務上、システム対応が間に合わないような状況もあると思われるため、「例外的に許容せざるを得ないと考えるが、これ以上発効日を遅らせるべきではない」とまで言う必要もないのではないか。（作成者、監査人）
4. IFRS 基準が任意適用である日本固有の話としては、IFRS 第 17 号を早く適用してグローバルな企業との比較可能性を向上させることになるので、「これ以上発効日を遅らせるべきではない」との文言はあってもよいのではないか。（利用者）
5. 今回の 1 年延期提案は、準備作業を進める観点からは必要と考える。しかしそれ以上延長するとなると、むしろプロジェクトを残すコストの方が膨らむので、1 年超の延期は好ましくない。（作成者）
6. 修正提案に強く反対意見を述べるには至らないが、実務上の懸念はまだ多いのではないか。（監査人）

各論

（修正 ED で基準の修正の提案が行なわれた項目）

質問 1 範囲除外-保険契約の定義を満たすクレジットカード契約及び融資契約

7. IFRS 第 17 号から範囲除外される保険契約の定義を満たす契約について、修正 ED ではクレジットカード契約が想定されているが、類似するものもあると考えられ、ク

レジットカード契約に限定する必要はないのではないか。(監査人)

8. 保険契約の定義を満たすクレジットカード契約について、IFRS 第 17 号から範囲除外された結果として参照する基準は、修正 ED では、IFRS 第 9 号「金融商品」の適用を想定しているように見受けられるが、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用も検討してはどうか。(監査人)

質問 2 保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収

9. 本件は、日本の保険商品にはあまり関係がないのではないか。(利用者)
10. 保険獲得キャッシュ・フローを繰り延べるにあたり、契約の更新をどのように見積るかに関するガイダンスが必要なのではないか。また、移行時の遡及適用も必要なのではないか。(利用者、監査人)
11. 保険獲得キャッシュ・フローを将来の更新契約まで繰り延べるという今回の要求事項と PAA では保険獲得キャッシュ・フローを費用処理できるとこととの関係を整理する必要があるのではないか。(監査人)
12. 将来の更新契約に係る保険獲得キャッシュ・フローを資産として認識することが提案されているが、これは概念フレームワークに沿った資産計上といえるのか。(監査人)

質問 3 投資リターン・サービス等に帰属する CSM

13. 修正 ED の BC には投資リターン・サービスを提供する要件について記述があるが、当該要件は投資リターン・サービスの存在を決定づけるものではないとも説明されている。このため何かしらガイダンスが必要なのではないか。(監査人)

質問 4 保有している再保険契約 — 基礎となる保険契約に係る損失の回収

14. 元受契約が不利になった場合、再保険契約の方で利得がある場合にその再保険契約の利得を損益に認識するというのは理解できる。しかし、修正 ED と同時に公表されたスナップ・ショットで、再保険契約が利得になっていない場合に再保険契約の損益(収益)を認識することになっている点は、理解が困難である。(監査人)
15. IFRS 第 17 号における「比例カバー」の定義が、実務上のものと比べると限定的であるとの EFRAG の懸念は日本においても存在する。(作成者、監査人)
16. 今回新たに導入された損失回収要素という概念は、事後測定でも必要なのではないか。(作成者)

質問 7 IFRS 第 17 号の発効日及び IFRS 第 4 号における IFRS 第 9 号「金融商品」の一

時的免除

17. 実務が収斂していくために必要な期間として、発効日の1年間の延期は許容できる。
(利用者)

質問 10 用語法

18. ある要素が、投資要素（保険契約が、保険事故が発生するかどうかにかかわらず、すべての状況において保険契約者に返済することを企業に要求している金額）として扱われるか、又は保険料の払戻しとして扱われるかという差異はあっても、同様の処理が適用される場合がある旨を IFRS 第 17 号において明記する必要があるのではないか。（作成者、監査人）
19. 保険契約は、保険カバーに加え、投資関連サービス又は投資リターン・サービスをも提供することがあることを踏まえ、発生保険金に係る負債及び残存カバーに係る負債の定義が変更されている。しかし、提案されている定義では、例えば、保険事故は発生して保険カバーは存在しないが、投資リターン・サービスが残っている場合に、（保険カバーに関する）発生保険金に係る負債と（投資リターン・サービスに関する）残存カバーに係る負債の両方が存在するように解釈できる。1つの保険契約について、両方が存在するというのはおかしいのではないか。また、IFRS 第 17 号は、保険カバーに着目して事故の発生有無で両者を区分してきており、作成者はその前提でシステム対応等を検討してきた。修正 ED においてこの区分を変更することは、作成者のこれまでの準備作業を妨害する結果となる。したがって、投資関連サービス及び投資リターン・サービスを導入することには賛成するが、発生保険金に係る負債及び残存カバーに係る負債の定義まで変更する必要はないのではないか。（作成者）

（検討して IFRS 第 17 号の修正を提案していない項目）

集約レベル

20. 他の契約者の CF に影響を及ぼす方法は種々あるため、影響を及ぼした結果も異なり得ると考えている。この観点から、IASB が言う「同じ会計上の結果を達成する」は、実現することが困難ではないか。（作成者）
21. マイナスの CSM を償却していくことが、実務上の唯一の解ではないか。（作成者）

再保険契約の境界内にあるキャッシュ・フロー

22. 再保険契約のミスマッチ（質問 4）については、元受契約と再保険契約に一定の関連性を認めているものと解される。そうであれば、当該論点についても同様に元受

契約と再保険契約に関連性を持たせるかどうかについての再考があってもよいのではないか。(監査人)

23. 会計基準内の整合性よりも寧ろ、リスク（元受契約）があつてこそヘッジ手段（再保険契約）があるというある意味当然の感覚が優先されるべきではないか。(作成者)

以 上